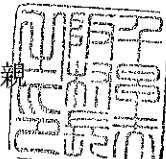




千赤地第 836 号
令和2年3月16日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 山崎 弦一様
連合大阪河内地域協議会
議長 西城 敏幸様
連合大阪南河内地区協議会
議長 鳥井 一雄様

千早赤阪村長 松本 昌親



2020(令和2)年度自治体政策・制度予算に対する要請について(回答)

2019年10月4日付けで要請のありました標記について、別紙のとおり回答します。

【問い合わせ】

千早赤阪村人事財政課地域戦略室 担当 岸
TEL 0721-72-0081 (内線 242)
FAX 0721-72-1880
E-mail kikaku@vill.chihayaakasaka.lg.jp

2020(令和2)年度自治体政策・制度予算 に対する要請について(回答)

千早赤阪村

2020(令和2)年度自治体政策・制度予算に対する要請について(回答)

1.雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策

(1)就労支援施策の強化について

①地域での就労支援事業強化について

就職困難層に対する「地域就労支援事業」について、各自治体の事業実績を検証し、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」に設置された部会で、好事例を参考に事業の強化を図ること。さらに、各自治体での事業への取り組み状況や実績（利用件数、就職者数など）を踏まえ、相談体制の充実など、効果的な体制を構築していくこと。また既存の「地域労働ネットワーク」も積極的に活用して、地域における労働課題の解消を進めること。映していくこと。

【回答】

雇用促進広域連携協議会において様々な就労支援に取り組んでおり、構成自治体が有する好事例を共有し、効果的な支援を行っています。また「南河内地域労働ネットワーク」に参画しており、多方面の構成団体と連携し、各種事業に取り組んでおり、引き続き、同ネットワークと就労支援を行います。

②障がい者雇用施策の充実について

障がい者雇用を促進すること、とくに障がい者の受け入れ実績のない「障がい者雇用ゼロ企業」に対して事業所訪問やカウンセリングなどを通じ、障がい者の就労支援と職場定着を支援する取り組みを強化すること。また、精神障がい者の平均勤続年数が、身体障がい者や知的障がい者と比較すると短いことから、精神障がい者の職場定着（離職率の改善）に向けて、支援団体等とも連携して、きめ細やかな相談体制を充実させるなど、施策を強化させること。※大阪府における障がい者雇用状況は、用語集を参照

【回答】

障がい者雇用の推進について、近隣自治体、大阪総合労働事務所、商工会と連携し、雇用促進広域連携協議会として障がい者への就職セミナーや相談会などを実施するとともに、大阪府や南河内南障害者就労・生活支援センター及びハローワークなどと連携し、障がい者が意欲と能力を発揮し、活躍できるよう包括的に取り組んでいます。

障がい者の就労に伴って生じる生活面での課題を解決し長く働き続けられるよう支援に努めます。

③女性の活躍推進と就業支援について

女性活躍推進法に基づき、女性の積極的な登用を実施するために、各自治体における推進計画の実施状況を検証し、施策の拡充を図ること。また、女性の再就職支援のためのセミナーやサポートプログラムの充実もあわせて行うこと。※大阪府「おおさか男女共同参画プラン」に掲載の「女性の就業率」の目標値と現状は、用語集を参照

【回答】

近隣自治体、大阪総合労働事務所、商工会と連携し、雇用促進広域連携協議会として女性向けの就職セミナーや相談会を開催します。

(2) 労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について

① 「同一労働同一賃金」と事業主「パワーハラスメント防止義務」の周知・徹底について

同一企業で働く正社員と、パート労働者や有期雇用労働者などいわゆる非正規雇用の方との間の不合理な待遇差をなくすため、「同一労働同一賃金」の法整備が2020年4月から施行される（中小企業は2021年4月）。本年4月に施行された「働き方改革関連法」とあわせて、内容の周知・徹底を、労働者、企業、経済団体等に対し十分に行うこと。とくに中小企業では、施行時期の猶予もあるため、丁寧な周知に努めること。また、パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置を事業主に義務付ける「改正労働施策総合推進法」も本年5月に成立した。今後策定される指針の内容も含め、周知・徹底を図ること。

【回答】

「同一労働同一賃金」と「パワーハラスメント防止義務」については、ホームページや広報紙などの広報媒体を活用し、広く周知・啓発を行ないます。また、雇用促進広域連携協議会では中小企業向けのセミナーを開催しており、セミナーにおいても当該労働法制等について周知を図ります。

② 法令遵守・労働相談機能の強化について

長時間労働の強要、残業代カット、名ばかり管理職、辞めたくてもやめられない、求人票の内容と労働条件が異なるなど、いわゆる「ブラック企業」や「ブラックバイト」が社会問題化している。これらの問題を撲滅するため、雇用・労働環境の整備、ワーカルールの遵守、過労死や過重労働等の撲滅、長時間労働の是正について、周知・啓発をはかるとともに、相談を通じて悪質な疑いがあれば、大阪労働局とも連携し、適切な施策を講じること。さらに、利用者のニーズも踏まえてSNSを活用した労働相談の実施も検討すること。

【回答】

働き方改革関連法などの労働法制や長時間労働の是正については、ホームページや広報紙などの広報媒体を活用し、広く周知・啓発を行うとともに、大阪労働局など関係機関と連携し労働相談の実施に努めます。

(3) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について

大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略の地方創生交付金事業等で「女性の活躍推進」、「若者・大阪企業未来応援事業」、「次代を担う人づくり」などが掲げられている。そこで、事業の情報発信力を高めるとともに、SDGsが掲げる「ジェンダー（ジェンダー平等を実現しよう）」や「成長・雇用（働きがいも経済成長も）」の目標達成に向け、とくに魅力ある中小企業との場づくりや若年層の定着支援施策の充実をはかること。また、就業ニーズの高い介護・福祉分野の定着支援施策として、独自の待遇改善助成金等を検討すること。

【回答】

雇用促進広域連携協議会で女性や若者を対象とした就職セミナーやグループワーク、就職相談会を開催するなど、若年層の就職支援や定着支援を行っています。

(4) ワーク・ライフ・バランス社会の実現について

①男女共同参画社会をめざした取り組み

妊娠・出産・育児・介護期に離職することなく、安心して働き続けられる環境整備にむけて、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の周知徹底を図るとともに、きめ細

やかに対応ができる相談窓口の充実を図ること。また大阪府が実施している「男女いきいき・元気宣言事業者登録制度」、「男女いきいきプラス事業者認証制度」、「男女いきいき表彰制度」を広く周知し、男女がともに働きやすい職場づくりや男性の育児休業取得促進を含めた育児参加支援など、ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた施策を推進していくこと。尚、子育て、介護を抱える労働者が働きやすい環境を整備するためにも「イクボス」が大切な役割を果たすと考えられる。自治体管理職が「イクボス宣言」を率先してを行い、推進に努力し民間にも拡まるように努めること。

【回答】

南河内地域労働ネットワークにおいて、労働基準監督署、大阪総合労働事務所、商工会などと連携しながら、子育て世代・介護世代への労働法制の周知と労働相談体制の充実を図ります。

②治療と職業生活の両立に向けて

がんなどの病気の治療を行なながら働く労働者に対し、事業主は適切な配慮を行う必要がある。そこで、会社が当該労働者のニーズに応じた働き方の選択肢を提供することや、会社と医療機関との連携事例の発信など、事業主に対する啓発活動や情報提供などに積極的に取り組むこと。

【回答】

医療技術の進歩で通院しながら働く人が増え、仕事と治療の両立が求められます。大阪府と連携し、必要性に応じてがん患者の就労に関する啓発・知識の普及に取り組みます。

また、南河内地域労働ネットワークにおいて、労働基準監督署、大阪総合労働事務所、商工会などと連携しながら、村内事業所への情報提供・周知に努めます。

保健衛生部門では、がんの治療と仕事の両立などの相談があった場合は、がん診療連携拠点病院などに設置されている「がん相談支援センター」を紹介するなど、相談窓口の周知に努めています。

(5) 「不当労働行為救済命令」の着実な履行について

各自治体においては、大阪府労働委員会による不当労働行為救済命令（初審命令）が着実に履行されるよう、大阪府と連携して不当労働行為企業を、一定期間、指名停止などの対応を強化されること。

【回答】

千早赤阪村建設工事等指名停止要綱を制定しているものの、不当労働行為に対する措置がありません。今後、大阪府や他市町村の状況を踏まえ検討します。

(6) 外国人労働者が安心して働くための環境整備について

外国人労働者の人権を尊重し、地域で働き暮らすすべての外国人に対し、労働関係法令や生活に関する情報を多言語で提供するとともに、母国語による相談・支援体制を整備・拡充すること。また、生活するうえで必要な日本語のみならず、働くうえで必要な日本語についても、外国人労働者が習得できるようサポートを行うこと。また、ハローワークや労働基準監督署等と連携し、生活相談窓口の設置や共生のための研修会の開催などの支援を行うこと。

【回答】

外国人労働者については法的ルールなどの細かな知識が必要となるため、本村だけではなく、大阪府や近隣市町村、各関係団体等と連携しながら外国人雇用に対応した環境整備に努めます。

(7) 『会計年度任用職員』について

2020年4月から導入される会計年度任用職員制度は、自治体職員の働き方や住民サービスに関わる改革になりうるものである。しかし、未だに規則や設定などが決まらず準備不足と思われる。速やかな対応と導入の趣旨に基づく適正な運用と財源確保を行うこと。

【回答】

昨年12月に会計年度任用職員制度関連条例を制定し、3月に同制度関連規則を制定する予定です。今後も国、大阪府と情報交換や連携をしながら適正な運用を行っていきます。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

①ものづくり産業の育成強化について

MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）と連携し、ものづくり産業の育成を一層進めること。とくに、ものづくり企業の従業員やOBなどをインストラクターとして養成し、さまざまなものづくり現場で改善や後継者育成の指導を目的として、積極的に中小企業への派遣を行うこと。また、女性のものづくり企業への就職促進に資する職場環境整備や情報発信などについても、支援策を講じること。

【回答】

村内事業者のニーズを把握し、必要に応じて、「MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）」等の関係機関と連携して取り組んでいきます。

②若者の技能五輪への挑戦支援について

ものづくり産業を中心とする「強固な地方」「強固な現場」を構築するため、技能五輪の全国大会・国際大会に積極的に挑戦する若者が増加するよう、広報を強化するとともに支援を拡充すること。とりわけ中小企業に働く若者が参加できるよう、周知や支援を強化すること。

【回答】

若者の技能五輪への挑戦支援については、必要に応じて関係機関と連携し、広報紙等での情報提供・周知に努めます。

③中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小企業・地場産業の事業運営を資金面から支えるため、金融機関と顧客との長期安定的な金融取引機能の支援を強化すること。また融資の際、物的担保主義や個人保証依存から、企業の将来性・発展性を重視することとし、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施すること。

【回答】

村内で新たに創業する事業者に対し、日本政策金融公庫の融資に係る利子の一部を補助する制度を創設し、創業者支援に努めます。

④非常時における事業継続計画（BCP）について

災害時に、顧客や従業員の安全、会社の事業、取引先への信用、従業員の雇用などを守るべく、事業継続計画（BCP）の策定が重要となっている。しかし中小企業への普及率は、依然低い状況にある。そこで関係機関との連携を強化し、専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じ、災害発生などの非常時に備えることができるよう、きめ細かな計画策定の支援を強化すること。また企業の防災対策を入札時の加点要素に加えるなど、BCP制定のインセンティブ制度を導入すること。

【回答】

中小企業への普及率の向上については、今後、ホームページや広報紙を通じ、村内事業者に対し策定に向けた周知を図ります。企業の防災対策を入札における加点要素に加えるなど、BCP制定のインセンティブ制度を導入することは評価基準及び評価方法などの手続きがあることにより事務的負担の増加等もあるため、現段階で導入は考えていません。

(2)下請取引適正化の推進について

中小企業の拠り所となる下請かけこみ寺の相談件数が依然高い状況にあり、下請代金の支払遅延や減額などの悪質事案が後を絶たない。サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配を実現するため、資材や人件費など増加コストを適正に転嫁できるよう、企業間における適正な取引関係の確立に向けて、監督行政と連携を図り、下請法をはじめとする関係法令の周知とその遵守を徹底すること。とくに本年は消費増税が予定されていることからも、適正な価格転嫁ができるよう、より強く国に働きかけること。

【回答】

本村では規模の小さな事業者が多く、事業者が自らを守るために法律やガイドラインをよく理解しておく必要があると考えており、各種情報の周知に努めます。

(3)総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について

〔総合評価入札制度 未導入の自治体〕

総合評価入札制度の導入が、府内20市にとどまっている状況にあることから、未導入の自治体は積極的に取り組むこと。また公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定にむけ、関係事業団体との研究会等の設置について検討すること。

【回答】

「総合評価入札制度」については、企業の育成・技術力向上、過度な価格競争・ダンピングの防止等のメリットがある反面、評価基準及び評価方法などの手続きがあることによる所要時間（期間）の増加、事務的負担の増加等のデメリットもあると考えるため、現段階で導入は考えていません。

また、公契約条例についても、引き続き近隣市町の動向を踏まえ、検討したいと考えています。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(1) 地域包括ケアの推進

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアの推進にむけ、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みを構築すること。加えて、市民にも地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。また、認知症対策をより一層強化し、治療・生活・相談などに対する支援体制を地域で整備すること。

【回答】

地域包括ケアシステムは、村地域包括支援センターが中心になり、重度化予防や医療介護の連携による医療介護マップの作成などシステム構築を進めています。本村は山間部であり、新たな事業所の参入などを見込むことは難しい状況ですが、既存事業所や村社会福祉協議会との連携を密にし、円滑に制度を推進できるよう努めます。

また、毎年度開催している地域ケア会議に住民代表を選出して情報の共有を図るとともに、情報公開システム等を活用し、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう積極的に情報を発信していくよう努めます。認知症施策に関しましては、村地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を設置し、認知症サポーター養成講座を住民や村職員に対して行っており、支援体制を整えていくようさらに努めます。

(2) 予防医療のさらなる推進について

市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診などの受診率を向上させるためにも、大阪府が実践的に取り組む「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」などを市民に広くPRする取り組みを行うこと。また、市民が行政が実施する健康に関する事業や情報などを気軽に入手できるよう、SNSを活用することや、保健医療関係団体や経済団体、労働団体などとも連携したキャンペーンなどの具体的な取り組みを行うこと。

【回答】

大阪府の「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」などは広報紙での周知や役場窓口に端末機械を設置するなどして、住民に広くPRしています。健康に関する情報についてはSNSの利用はしていませんが、地区組織やイベント時を利用して積極的に受診勧奨に努めます。

(3) 医療人材の勤務環境と待遇改善

医療の安全確保のため、市立病院など医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保など、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、新たな医療人材の確保に向け、待遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上をはかる研修機会の拡充などを積極的に実施すること。

【回答】

村立国民健康保険診療所・千早診療所については、指定管理者制度で運営しています。指定管理者とともに勤務者の労働状況にも留意し、医療の安全確保、人材確保に努めます。

(4)介護サービスの提供体制の充実にむけて

①介護労働者の処遇改善と人材の定着

今後、多くの人材が必要とされる介護労働の重要性に鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、介護労働者の処遇の向上や介護業界全体の人材確保、職場への定着をはかること。また、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価するなど、キャリアアップの仕組みの整備を支援すること。また、市町村における介護人材の現状の把握と介護職員の資質向上および新たな介護人材の参入を促進するため、介護職員初任者研修や実務者研修、介護福祉士研修等への受講費用の助成を行うこと。

【回答】

処遇改善や介護人材の確保・定着については、「南河内介護人材確保連絡会議」を通じ、大阪府や大阪府社会福祉協議会、大阪府施設老人部会及び他市町と協力し、推進しています。

また、自治体独自で助成を行うことは困難であると考えており、今後の国や府の動向に合わせて適切に対応します。

②地域包括支援センターの充実と周知徹底

地域包括支援センターが地域のニーズに則し、一定の水準を確保した実効あるものとして機能を発揮できるよう、有効な対策を講じること。また、労働者の介護離職を防ぐためにも、地域包括支援センターが、家族などが介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を持つことについて、地域住民に認識してもらえるよう、周知・広報の取り組みを強化すること。

【回答】

村地域包括支援センター職員が地域の喫茶等に出向き、認識してもらえるよう周知活動を行っており、今後も努めます。また、年に一度地域包括支援センター運営協議会を開催しており、地域のニーズの把握・周知に活用しています。

(5)子ども・子育て施策の着実な実施にむけて

①待機児童の早期解消

待機児童の早期解消に向け、子ども・子育て支援事業計画の適切な見直しを行うこと。また、事業所内保育、家庭的保育や小規模保育などの整備・充実をはかること。整備の際には、保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携などを行うこと。尚、保育の無償化を背景に保育ニーズの高まりが予測される。保育の見込み量を的確に把握し、大阪府との十分な連携のもと速やかに適切な整備を進め、保育枠の拡大に努めること。

【回答】

子育て支援施策の一つとして令和2年度より公私連携幼保連携型認定こども園を開園する予定です。

量の見込みについては、子ども子育て会議において意見を聞きながら、子ども子育て支援事業計画の見直しにおいて適正に見込みます。

なお、現在、待機児童に関しては発生していません。

②保育士等の確保と処遇改善

子どもが心身ともに健やかに成長するのに必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員などの労働条件と職場環境の改善を行うこと。そのための正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保などを行うこと。また、民間の保育事業者と行政との意見交換の場を設置することなどにより、現場ニーズの把握や支援のあり方などについて検討し、保育の質の向上につなげること。

【回答】

周知並びに処遇改善等加算については既に実施しており、今後も引き続き周知するとともに、制度の変更があった場合は対応できるように努めます。

③地域子ども・子育て支援事業の充実

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育など多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。

【回答】

病児・病後保育事業は行っていませんが、今後も引き続きニーズの把握に努めます。

④企業主導型保育施設の適切な運営支援

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査などに市町村による関与を行うことが必要である。また、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底することなどについて、大阪府と認識を合わせ、国に要望すること。

【回答】

令和2年度より公私連携幼保連携型認定こども園を開園する予定です。

村内に企業主導型保育施設はありませんが、今後も民間施設企業との綿密な連携に努めます。

(6) 子どもの貧困対策について

各市町村での「子どもの貧困」の解消に向け、教育の機会均等を保障するための経済的支援を含む具体的な支援・取り組みを迅速に行うこと。また、居場所の提供や生活習慣・育成環境の向上の取り組みも含め、生活困窮者自立支援制度の子どもの学習・生活支援事業などを積極的に実施すること。

【回答】

村内の施設にて大阪府社会福祉協議会と本村の家庭児童相談員による学習支援教室を運営する等、学習面だけでなく、子どもの居場所確保にも努めます。

(7) 子どもの虐待防止対策について

①児童虐待防止対策について

[子育て世代包括支援センター未設置の自治体]

※柏原市、藤井寺市、千早赤阪村（2019年7月1日現在）

児童虐待を未然に防ぐため、親等の体罰禁止と児童相談所の機能強化が盛り込まれた「改正児童虐待防止法」（2020年4月施行）の運用について関係機関への周知を徹底すること。また、市民に対し、特に国民の通告義務や児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運

動」について広く啓発活動を行うこと。また、ネグレクトなどの児童虐待を予防するため、子どもと保護者への切れ目のない支援を行うための市町村単位での子育て世代包括支援センターを設置すること。また、妊娠・出産包括支援事業や産婦検診事業をはじめとする事業により、効果的な支援が実施できるよう事業運営するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修などを実施すること。そして、子ども自身が意見を表明することができる支援体制も整備すること。

【回答】

児童虐待に関しては、千早赤阪村要保護児童対策地域協議会で対応し、その中で、関係機関との連携を強化や、対応力向上のための研修を実施するとともに、住民に対しては、児童虐待防止についてイベント時等多数の住民が参加する場を利用して啓発活動を行っています。

令和2年4月からは、村の子育て拠点の整備として、保健センター内に「地域子育て支援拠点」、「子育て世代包括支援センター」、「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、互いに連携しながら切れ目ない効果的な支援が実施できるようにします。

また、各相談業務を実施する職員に対しては、専門性を高める研修を受講させています。

②父子を対象とした養育教育の充実について

母子に焦点を当てた施策は充実されてきているが、父親に対する支援という面では、必ずしも十分とは考えられない。2018年の児童虐待における加害者別検挙状況によると、実母24.8%に対し、実父43.8%、実父以外の父30.0%となっている。死亡事例の約8割が0歳児～3歳児までの乳幼児となっていることからも、育児に関する情報の欠如も一つの要因となっていることが考えられる。虐待防止・予防につなげるためには、養育力不足にある父親等に対する支援にも力を入れていく必要があり、母子を対象とする保健事業だけではなく、父子を対象とした養育教育の充実を行うこと。

【回答】

父子に関しての養育教育は、妊娠届出時やマタニティ教室、乳幼児健診への同伴時等の機会を利用して実施しています。今後も、父親になる自覚を高め、母親の健康面や心理面のサポートや、母親とともに子育てができるよう支援していきます。

また、実施している取り組みは、母子のみに限定して行っているものではありません。父子を対象とした養育教育の充実について、今後のニーズ把握に努めます。

③「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置について

「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置が2022年度までに、全市区町村に求められている。虐待のみならず、子どもとその家庭、および妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から、通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う拠点の整備に努めるとされていることから、市町村はこれまで以上に、子どもと家庭を支援する役割が求められるようになり、子どもを取り巻く問題の重要さを考えると、より専門的に幅広く対応を強化していく必要がある。そのためには、今まで以上の体制強化と専門性が求められることから、常勤の保健師、社会福祉士などの専門員の配置をより充実し、虐待対応職員の更なる増員に努めること。

【回答】

令和2年4月より、子ども家庭総合支援拠点の開設を予定しています。また、家庭児童相談員以外に社会福祉士も配置し、体制の強化に努めます。

(8) アルコール健康障害対策について

アルコール依存症は本人の健康問題にとどまらず、飲酒運転や虐待、家庭内暴力、自殺など、家族への影響が大きく重大な社会問題が生じる要因となっている。国では2013年にアルコール健康障害対策基本法を制定し、2016年には推進基本計画を策定してアルコール健康障害の発生、進行および再発の防止を図り、あわせて健康障害を有する者等に支援の充実を図ろうとしている。アルコール健康障害対策を理念だけでなく実効あるものにするためには、民間団体、医療機関、行政が連携して予防および相談から治療、回復支援に至るまでの切れ目のない支援が必要であり、地方自治体は国と連携してその対策を総合的かつ計画的に推進すること。また、2018年にはギャンブル等依存症対策基本法が制定されたが、ギャンブル依存症や薬物依存症についても、行政がその問題に取り組む社会的意義は大きく、アルコール依存症とともにその対策を総合的に推進すること。

【回答】

アルコール依存症は本人の健康問題にとどまらず、重大な社会問題が生じる要因となっていると認識しており、住民、医療機関、行政などが連携し、健康教育、相談など切れ目のない支援を行っています。また、同様にギャンブルや薬物依存についても国や大阪府と連携し必要性に応じ、本対策について推進します。

4. 教育・人権・行財政改革施策

(1) 教育の質的向上にむけて

①指導体制を強化した教育の質的向上

将来を担う子どもたちの教育環境を充実させるためにも、義務教育の入り口である小学校での少人数学級編制の対象学年を拡大すること。また、定数改善により必要な教職員数を確保すること。教職員の長時間労働を是正し、本来的な仕事の質を高めることにより、教育の質的向上をはかること。その上で、英語教育や図書館教育、ICT教育などの教育課題に対応するための人材支援を行うこと。尚、部活動のあり方については国のガイドラインを踏まえた具体的な対策を講じること。

【回答】

小学校においては、児童数が全学年35人以下の単学級（1クラス）となっています。中学校についても35人学級編制になるよう今後も働きかけていきたいと考えています。また、教員には、教育の質的向上のため、研修会等を引き続き実施したいと考えています。

教職員の労働時間については、平成30年度から、タイムカードの導入を実施し、勤務時間の把握に努めています。また、校務システムの導入により、業務運用を見直し、時間外勤務時間の削減に努めます。

人材支援については、地域学校協働活動などで地域人材による支援を得るなど工夫します。

部活動については、国のガイドラインに沿って作成した本村のガイドラインに沿って運営しています。

②いじめや不登校への対応について

いじめや不登校などの教育課題に対応するため、スクールカウンセラーの配置拡充やスクールソーシャルワーカーの増員を行うこと。また、児童相談所等と連携し、不登校やひきこもりの実態把握をおこない、福祉・教育・医療など様々な相談ができる窓口である、ひきこもり地域支援センター等の設置を行うこと。

【回答】

スクールカウンセラーについては府からの派遣を受け、スクールソーシャルワーカーについては1名を配置しています。現状としては1名配置を維持し、学校や役場と連携して活動する予定です。

また、不登校の児童生徒についても、学校における定期的なアンケートにより実態を把握しています。児童相談所との連携も必要に応じて行います。

ひきこもり地域支援センター等の設置については、教育課、健康福祉課、住民課等と連携して検討します。

教育面のサポートとしては、「教育支援センター」の設置を検討します。

(2)奨学金制度の改善について

2017年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないとことなど、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の導入も検討すること。

【回答】

貧困の連鎖により、子どもたちの将来が閉ざされることの無いよう給付型奨学金制度の対象者の拡大などを国・府に働きかけます。奨学金諸制度については、独自の制度創設は考えていません。

(3)労働教育のカリキュラム化について

ワークルールや労働安全衛生など、働くことに関する知識を深め活用できるよう、労働教育の充実、カリキュラム化を推進することまた、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことにより、これまで以上に社会人として必要な知識を身に付け、社会を構成する一員としての意識を醸成するための主権者教育を充実させること。

【回答】

小中学校における、労働及び選挙に関する学習については、文部科学省の学習指導要領に基づき、総合的な学習、社会科やキャリア教育の中で実施しています。

なお、令和2年度実施の学習指導要領には、主権者教育の重視がうたわれています。

働き方改革関連法などの労働法制や長時間労働の是正については、ホームページや広報紙等の広報媒体を活用し、広く周知・啓発を行っています。

(4)人権侵害等に関する取り組み強化について

①差別的言動の解消

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトイスピーチ解消法)が施行をうけ地方公共団体として地域の実情に応じた施策を講じるよう努めるとされていることから、早期に条例を制定すること。

【回答】

「ヘイト団体」による公共施設でのデモや集会等が行われた事例はありませんが、今後このような団体から利用申請があった場合は、施設管理者と担当課が連携し適切な対応に努めます。昨年11月1日に「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」が施行されたことから、府下市町村の動向も注視しつつ、村条例制定について調査研究していきます。

②多様な価値観を認め合う社会の実現

L G B Tなどのセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、S O G I（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政・府民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。あわせて2017年3月には「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」方針が策定されたが、その検証も行うこと。また、2015年3月に東京都渋谷区が「同性パートナーシップ条例」を制定したように、各市町村においても同趣旨の条例制定を進めること。また行政施設においては、多目的トイレなど、誰もが利用しやすい環境整備に取り組むこと。

【回答】

一昨年L G B Tに関する人権パンフレットを作成し全戸配布するなど、性的マイノリティの理解を深めるための啓発に努めています。昨年10月30日に「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」が施行されました。この条例の施行を契機に大阪府は「パートナーシップ制度」を導入されますので、今後大阪府とともに府制度の周知に努めるとともに、どのような施策を推進することができるのか、近隣市町の取り組み状況も含め調査研究していきます。

③就職差別の撤廃・部落差別の解消

この間連合の「採用選考に関する実態把握のためのアンケート」調査では、就職差別につながる採用選考の問題が明らかになっている。そうしたことからも、連合大阪は、大阪労働局、大阪府に対して就職差別の撤廃にむけた要請を行っている。いまだ就職差別については根が深い問題であることから、企業への指導を強化するとともに、部落差別解消法について住民に広く周知徹底し、あらゆる差別撤廃にむけた施策を講じること。

【回答】

公正採用選考システムの確立をはじめとする、就職の機会均等や人権尊重の職場環境の醸成を進めるため、近隣3町村による企業人権協議会を発足し、研修・啓発活動に取り組んできました。今後も大阪企業人権協議会をはじめとする関係機関と協力し就職差別の撤廃に取り組みます。また、部落差別解消法の施行を幅広く住民に周知し、差別のない社会の実現に向けた教育・啓発・相談体制の充実に努めます。

(5) 地方自治体における SDGs 推進について

地方自治体におけるSDGs推進にあたっては、地方創生としての側面だけでなく、SDGs本来の目的である「全ての人の人権が尊重される、誰一人取り残さない社会」の実現という観点から、格差の是正・貧困の根絶に向けた対策を講じること。

【回答】

少子高齢化や人口減少が進む村では、より魅力的なまちづくりを推進していただくためにも SDGs 本来の目的を主として、今後持続可能な村づくり推進に向け検討します。

(6)子どもの権利の問題について

2019 年は、国連で子どもの権利条約が採択されてから 30 周年（日本が同条約を批准してから 25 年）となる。しかし、昨今の児童虐待や子どもの貧困（居場所の問題）、いじめや不登校など学校での問題など、子どもを巡る社会的な課題は多く、子どもの人権が守られているとは言い難い状況が続いている。子どもがその権利の主体として、子どもを取り巻く課題に、子ども自身が意見表明できるよう、「子どものオンブズパーソン制度」の導入や、行政施策への参画ができる方策を検討するなど、「子どもの人権を守る」理念を行政施策のすべてに反映させること。

【回答】

子どもの人権を守り育むための各種施策に取り組んでいます。

中でも、児童虐待やいじめの防止、早期発見・対応については、健康福祉課・住民課・教育委員会が連携し対応しているところです。要望の「子どものオンブズパーソン制度」の導入については、近隣市町の取り組み状況も含め調査研究していきます。

なお、学校教育においては、道徳教育や人権教育を通じて子どもたちが意見表明できる環境を整えていきます。

(7)外国人に対する施策の充実について

地域で働き暮らすすべての外国人に対し、生活・仕事・医療・教育など様々な課題に対応できる総合的な相談窓口を設置すること。また、子どもも含めた日本語習得のための支援策を具体的に検討すること。

【回答】

現在、外国人に限定した相談窓口は設置していませんが、心配事相談や教育相談、児童相談などの各種相談窓口を設置しています。今後も外国人動向を注視しながら諸対策の強化を行うように努めます。

5. 環境・食料・消費者施策

(1)食品ロス削減対策の効果的な推進

これまで大阪府の「食品ロス削減ワーキングチーム」が精力的に取り組んできた食品ロス削減対策に基づく取り組みを実施すること。また、市民に対し「食べ残しそれぞれ」を目的にした「3010 運動」などを周知するなど、効果的な啓発活動を実施すること。

さらに、2019 年 5 月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。

【回答】

住民に対し必要量に応じた食品を購入し、食品を無駄にしないよう「食品ロス」の削減の重要性について理解を深めるための啓発活動に取組むとともに、「3010 運動」の周知に努めます。また、村には、スーパーやコンビニなどの食品関連事業者や、フードバンク・子ども食堂などを行なう組織も無く、具体的な支援の実施は難しいと考えています。

(2)消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策の実施

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為などの悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとして、消費者に倫理的な行動をうながすための啓発活動や消費者教育を行うこと。

【回答】

近隣自治体との広域連携で富田林市消費生活センターを設置し、消費者からの相談に対応しています。消費者被害の相談件数は富田林市消費生活センター管内でも増加傾向にあるため、それらに対する相談窓口の周知や消費啓発講座の開催などを引き続き行います。

(3)プラスチックごみの問題について

プラスチックごみによる海洋汚染が国際的な問題となっている。また、廃棄物そのものの発生削減、再生利用は、国連の持続可能な開発目標(SDGs)の目標にもなっている。各市町村の環境事業においても、使い捨てプラスチックの削減やプラスチックの資源循環が進むよう、廃棄物の分別収集の徹底と選別ガイドラインの見直し、リユース・リサイクルの徹底、企業による再生材の利用促進、市民への啓発などの具体的な取り組みを行うこと。また、「プラスチックゴミゼロ宣言」をまだ行っていない自治体は早急に宣言を行い、その主旨に沿った取り組みを率先して実行し、より一層の成果が出せるように取り組むこと。

【回答】

海洋プラスチックごみは、地球規模の問題となっていることから昨年6月7日、「ちはやあかさかプラスチックごみゼロ宣言」を行いました。具体的な取り組みとしては、プラスチックごみのポイ捨て防止をはじめ、マイボトル・マイバックの活用や、ごみの分別の徹底、3Rのさらなる推進など、広報紙やホームページにて啓発を行いました。今後も海洋プラスチック問題を身近な問題と捉え、住民や事業者への啓発を行います。

(4)特殊詐欺被害の未然防止対策の強化

大阪府では、高齢者などが狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助などの対策を実施すること。

【回答】

大阪府、富田林警察署と連携し、被害防止広報チラシ配布や、村防犯委員会が組織する青色防犯パトロール隊による特殊詐欺に対する啓蒙活動の実施、防災行政無線による即応した特殊詐欺事象の注意喚起など、特殊詐欺被害の未然防止に努めます。

6.社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(1)交通バリアフリーの整備促進と安全対策

公共交通機関（鉄道駅・空港など）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を検討すること。

【回答】

村内に鉄道駅はありませんが、地域事情を踏まえ、必要に応じて検討します。

(2) 高齢ドライバーの安全対策について

最近、高齢者の運転と見られる事故が頻発している。今後高齢ドライバーが増加することから、未然防止に向けた啓発、さらにはドライバー教育・講習の充実、免許証返納の際のインセンティブ制度の検討を行うこと。また、バス路線の減少・免許証の返納などで高齢者の交通手段が狭められている。交通空白地帯を作らないよう、日常の住民生活に必要不可欠な地域の公共交通に対する助成を行い、まちづくりと一体となった交通路線を維持させること。

【回答】

春・秋の全国交通安全運動等で、高齢者向け交通安全講習会などを実施しています。免許証返納の際のインセンティブに関して、大阪府交通対策協議会が発行している自主返納した人が協力企業から割引等を受けるサービスがありますが、村内では協力企業が現在のところありません。このサービスを村内で広め、協力企業を募るよう努めます。

また、交通空白地帯対策や移動困難者、買い物弱者などの日常生活の利便性と住民福祉の向上を目的として、村費のみで平成30年度から村内全域の75歳以上の高齢者や免許返納者を対象としたタクシー利用料助成を行っています。令和2年度は実証実験として、バス利用料助成も行います。

(3) 防災・減災対策の充実・徹底

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアルなどを効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備など、住民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的に啓発の取り組みを実施すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練など、市町村の支援を行うこと。さらに災害発生時における情報提供のツールとしての自治体のホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと

【回答】

本防災・減災対策として、住民による自主防災組織が必要不可欠であり、設立された自主防災組織には、研修会への参加や地域での防災訓練を促進し、より効果的な組織運営ができるよう努めます。

また、避難行動要支援者名簿の更新を行い、災害時の支援体制の構築に向け、個別計画策定の支援を行います。

令和2年度には、地域防災計画の見直しなど行い、災害時の迅速な情報提供と避難行動要支援者の支援体制について、関係機関と連携を図りながら、より効果的な対策に努めます。

(4) 地震発生時における初期初動体制について

緊急時においては、自治体職員のマンパワーが重要である。特に地震発生においては、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、非正規で働く職員が多くを占めている現状の中で、緊急時に十分な対応ができるような人員体制を確保すること。また震災発生においては、交通機関がマヒしていることから、勤務地にこだわらず職員の自宅か

ら最寄りの自治体に出勤し対応にあたるなど、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携が行えるよう、各自治体に働きかけを行うこと。その上でも大規模災害発生の際には行政の対応にも限界があることから、日常的に住民と行政が連携を密にし、災害発生時の対応について、自助・共助の観点から地域住民に協力いただくような日常的に地域防災対策を講じる事。また、地震発生の時間帯が帰宅・出勤（通学）時間帯と重なった際の帰宅困難者の対応についても大阪北部地震の検証を踏まえて防災計画への反映を行うこと。さらに、外国人のための災害発生時の多言語での対応は、在住者のみならず外国人観光客への迅速な情報発信も含めた支援体制を早急に構築すること。特に交通機関の情報など、外国人旅行者が特に必要とする情報を、迅速、的確かつ分かりやすく、より多くの言語で提供するための専用ウェブサイトやアプリ等を早急に開発すること。

【回答】

本村は限られた職員数であるため、災害時における職員の初期初動対応能力向上を目的に、職員研修で災害時に通行止めを想定した村内の路線確認訓練や、緊急時の連絡訓練に取り組んでいます。

また、災害時における対応が迅速に行える体制づくりに努め、災害時に連携が図れるよう近隣市町及び関係団体との情報共有に努めます。

(5)集中豪雨など風水害の被害防止対策

これまで日本各地で豪雨水害、土砂災害などの風水害が多発している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊などへの対策が非常に重要であると考える。あらためて危険度が高いと見られる地域の未然防止の観点からも緊急に対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し森林整備などの維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、自治体が発令する避難情報の内容について、ハザードマップも含めて一層の周知・広報を行うなど、日頃の防災意識が高まるようとりくむこと。

【回答】

風水害対策として、大阪府など関係機関と連携して危険箇所の崩壊防止対策などを講じます。また、土砂災害特別警戒区域内家屋の移転・補強における助成制度を周知徹底し、住民自らが実施する移転及び補強対策に対し助成を行い、災害防止対策を推進します。

(6)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

国土交通省の調査では、駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為は依然として高い水準にあるとされている。これらの暴力行為の防止対策として、マスコミ媒体を活用した啓発や自治体広報誌などでの住民に対する積極的な広報・啓発活動を行うこと。さらに、駅構内や車内での巡回・監視などの防犯体制のさらなる強化をはかるとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置など）への費用補助などの支援措置を講じること。

【回答】

暴力行為の防止対策については、大阪府及び富田林警察署と連携し、街頭や広報紙、ホームページなどで啓発活動を行い、引き続き、犯罪防止対策に努めます。

また、防犯カメラについて、現在 6 か所設置し、犯罪抑止に努めるとともに監視を行っています。

